

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出及び 令和5年度生活援助ケア会議の開催について

令和5年度における訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出及び生活援助ケア会議の開催については、以下のとおりとなりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

1 対象となる居宅サービス計画

平成30年10月1日以降に利用者の同意を得て交付（作成又は変更）した居宅サービス計画のうち、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省告示第218号）に定められた基準回数以上の提供回数を位置づけた居宅サービス計画。

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準となる回数	27回	34回	43回	38回	31回

※ 上記の回数には、身体介護に引き続き、生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数は含みません。例えば「身体1生活2」は回数の対象外となります。

2 提出期限及び提出先

利用者の同意を得て交付した翌月の末日までに、必要書類を高齢介護課介護保険係に持参または郵送にて提出してください。また、各地域包括支援センター経由での提出も可能です。

※ サービス内容の見直し時期（介護認定の更新又は変更、長期目標の見直しなど）に提出が必要です。ただし軽微な変更（利用日変更など）は除きます。

3 提出書類

- ①訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出書
- ②居宅サービス計画（第1表～7表）の写し
- ③利用者基本情報の写し
- ④訪問介護計画書の写し（訪問介護事業所から提供されたもの）

4 届出にあたっての留意事項

- 居宅サービス計画[第1表]は、利用者へ交付し署名があるものを提出してください。
- 居宅サービス計画[第2表]は、訪問介護の記載のあるページだけではなく、すべてのページを提出してください。
- 居宅介護支援経過[第5表]は生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみ提出してください。
- 給付実績により未届であることを確認した場合などには、問い合わせをさせていただくことがあります。

【裏面につづく】

- 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出書は、栃木市ホームページから訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出を検索するとダウンロードできます。
- 当該回数以上となった場合は月ごとに提出が必要でしたが、検証したケアプランの次回届出は1年後となりました。

5 提出された居宅サービス計画書の取り扱いについて

届出のあった居宅サービス計画等の確認を行い、居宅介護事業所宛サービス利用状況を確認した上で適宜生活援助ケア会議を開催いたします。（生活援助ケア会議の日程等は、後日地域包括ケア推進課より通知をさせていただきます）

6 生活援助ケア会議について

- 生活援助ケア会議に参加いただく際には、担当される介護支援専門員の方には追加資料（課題整理総括表、薬剤情報提供書又はお薬手帳の写し等）の提出をお願いします。
 - 会議には、担当される介護支援専門員、サービス提供事業者（訪問介護等）の方の出席をお願いいたします。詳細につきましては、担当の地域包括支援センターから改めてご連絡させていただきます。
- ※ 会議の日程が決まり次第、栃木市ホームページに掲載します。

問い合わせ先

届出に関すること：高齢介護課 介護保険係

0282-21-2251・2252

会議に関すること：地域包括ケア推進課 栃木中央地域包括支援センター

0282-21-2245